

(記載要領)

- 1 「減免対象自動車の登録番号等」欄は、申請者に係る減免対象自動車の全台数についてその状況を次により記載すること。
 - (1) 「番号」及び「登録番号」欄は、商品中古自動車に記載されている順序と同一順序により記載すること。
 - (2) 「主たる定置場」欄は、関係市町名を記載すること。
 - (3) 「減額」欄には、当該自動車税に係る自動車税の年額の12分の3に相当する額（当該自動車の納税義務が4月1日から5月31日までの間に消滅した場合は、地方税法第157条第2項の規定により、その消滅した月まで月割をもって課されることとされる自動車税に相当する額）を記載すること。この場合において、算出額に100円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り上げること。
 - (4) 「賦課期日後の異動状況」欄は、4月1日以後、申請時まで減免対象自動車を売却・廃車又は換出等により一般財団法人日本自動車査定協会が証明した事項に異動が生じたものについて、異動年月及び異動原因を記載すること。

- 2 減免対象自動車に係る課税地方局が2以上となる場合は、この申請書をそれぞれ該当する地方局長に提出すること。

なお、この場合には、次のことに留意すること。

 - (1) 「年度及び減免額」欄のうち「総額」の欄は、減免を受けようとする地方局に係る減免額の総額を記載すること。
 - (2) 「地方局 台」欄は、当該地方局以外の地方局において減免を受けようとする自動車の台数・税額の総額及び減免額の総額を記載すること。

- 3 この申請書には、一般財団法人日本自動車査定協会が発行する商品中古車証明書及び減免対象自動車の自動車検査証の写しを添付すること。